



金 沢 市 公 報

第 2 9 6 2 号

平成31年(2019年)2月12日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定による事業者の指定 について (")	3
● 告 示		○ 市道の区域の変更について (道路管理課)	4
○ 自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○ 道路の供用の開始について (")	4
○ 自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2	● 監査公表	
○ 地縁による団体の告示された事項の変更につ いて (市民協働推進課)	2	○ 監査公表 (第2号) (監査事務局)	4
○ 児童福祉法の規定による事業者の指定につい て (障害福祉課)	3	● 公営企業告示	
		○ 金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課)	5
		○ 金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について (")	5

告 示

●金沢市告示第34号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

平成31年2月12日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 - 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 - 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場
 - 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
 - 金沢市営観音堂バス停前自転車駐車場
 - 金沢市営表参道自転車駐車場
 - 金沢市営十間町自転車駐車場
 - 金沢市営香林坊自転車駐車場

金沢市営柿木島自転車駐車場
 金沢市営武蔵自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
 金沢市営竪町自転車駐車場
 金沢市営此花町自転車駐車場

2 移動し、保管した自転車等の台数

自転車 143台
 原動機付自転車 2台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成31年1月1日から同月31日まで

4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市此花町3番2号
 公益財団法人金沢まちづくり財団

5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成31年2月12日から同年5月11日まで
 午前10時から午後7時まで

場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第35号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成31年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
問屋町1丁目地内	自 転 車	1台
三池町地内	自 転 車	1台
大桑町地内	自 転 車	1台
上中町地内	自 転 車	1台
松村3丁目地内	自 転 車	1台

2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日

平成31年1月1日から同月31日まで

3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成31年2月12日から同年8月11日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成31年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
二俣町会	代表者の氏名及び住所	宮村 雅好 金沢市二俣町キ4番地	齊藤 善信 金沢市二俣町ナ30番地	平成31年1月1日
袋島町会	主たる事務所の所在地	金沢市袋島町北73番地	金沢市袋島町北49番地	平成31年1月1日
	代表者の氏名及び住所	北本 賢一 金沢市袋島町北73番地	西村 章 金沢市袋島町北49番地	
薬師町会	代表者の氏名及び住所	狩野 勉 金沢市薬師町口2番地6	杉山 和仁 金沢市薬師町二138番地	平成31年1月13日
大浦町会	代表者の氏名及び住所	寺山 禎 金沢市大浦町ホ43番地	大西 健悟 金沢市大浦町ル30番地	平成31年1月14日
南塚町会	代表者の氏名及び住所	吉田 久樹 金沢市南塚町260番地4	右近 義治 金沢市南塚町82番地	平成31年1月14日
岸川町会	代表者の氏名及び住所	南 一夫 金沢市岸川町リ24番地1	六田 淳一 金沢市岸川町と20番地	平成31年1月20日
三馬本町会	代表者の氏名及び住所	中村 初男 金沢市三馬1丁目148番地	吉田 克実 金沢市三馬2丁目24番地	平成31年1月20日
大場町会	代表者の氏名及び住所	室橋 康蔵 金沢市大場町東84番地	奥野 雅明 金沢市大場町東240番地	平成31年1月20日
東森本町会	主たる事務所の所在地	金沢市南森本町カ22番地	金沢市南森本町ヲ68番地4	平成31年1月27日
	代表者の氏名及び住所	藤岡 誠 金沢市南森本町カ22番地	中村 涉 金沢市南森本町ヲ68番地4	

●金沢市告示第37号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の規定により指定障害児相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第24条の37の規定により告示します。

平成31年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	主たる対象者	指 定年月日
1770102836	地域福祉ネット りーがる	金沢市駅西本町5丁目1番1号 M Tビル2階	弁護士法人金沢税務法律事務所	金沢市駅西本町5丁目1番1号 M Tビル2階	特定なし	平成31年 2月1日

●金沢市告示第38号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項及び第51条の17第1項第1号の規定により指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項及び第2項の規定により告示します。

平成31年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	相談支援の種類	主たる対象者	指定年月日
1730104971	地域福祉ネットリーがる	金沢市駅西本町5丁目1番1号 MTビル2階	弁護士法人金沢税務法律事務所	金沢市駅西本町5丁目1番1号 MTビル2階	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	特定なし	平成31年2月1日

●金沢市告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成31年2月12日から同月26日まで一般の縦覧に供します。

平成31年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	二塚13号 二ツ寺町線4号	二ツ寺町イ18番1先から	旧	5.0~19.0	27.4
		二ツ寺町イ18番1先まで	新	5.0~19.0	27.4

●金沢市告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成31年2月12日から同月26日まで一般の縦覧に供します。

平成31年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
森山1丁目線2号	森山1丁目734番1先から	平成31年2月12日
	森山1丁目446番1先まで	
大野2号 大野東線7号	大野町4丁目リ31番1先から	平成31年2月12日
	大野町4丁目リ31番1先まで	
二塚13号 二ツ寺町線4号	二ツ寺町イ18番1先から	平成31年2月12日
	二ツ寺町イ18番1先まで	

監 査 公 表

●金沢市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成31年2月12日

金沢市監査委員 林 充 男
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎
 金沢市監査委員 福 田 太 郎
 金沢市監査委員 安 達 前

1 包括外部監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成31年1月8日
- (2) 措置を講じた部局等 総務局資産税課

- (3) 監査結果の公表年月日 平成29年4月11日(平成29年監査公表第8号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>・更正について 意見(65ページ)</p> <p>更正となった原因を十分に究明するとともに、課内研修等により情報共有を図るなど、改めて正確かつ慎重な事務を徹底し、再発防止に努める必要がある。</p>	<p>正確かつ慎重な事務を徹底するため、市の事務処理が原因となった更正について原因を究明するとともに、事務処理を見直した結果を事務要領に反映したほか、課内研修により情報共有を図った。</p>

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第4号

金沢市ガス供給条例(昭和60年条例第48号)第20条の3第1項(金沢市ガス供給に関する規程(昭和60年公営企業管理規程第5号)第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成31年2月12日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 平成30年10月1日から同年12月31日までの原料の平均価格等
 - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 64,620円
 - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 67,980円
 - (3) 1トン当たり平均原料価格 65,190円
- 2 原料価格変動額 24,300円
 算式 $89,530円(1トン当たり基準平均原料価格) - 65,190円(1トン当たり平均原料価格) = 24,300円(100円未満切捨て)$
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
 算式 $基準単位料金の額 - 24,300円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.082円$
 この結果、平成31年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から19.93円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

●金沢市公営企業告示第5号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成31年2月12日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 平成30年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格
 1トン当たり 67,980円
- 2 原料価格変動額 18,300円
 算式 $86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 67,980円(1トン当たり平均原料価格) = 18,300円(100円未満切捨て)$
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
 算式 $基準単位料金の額 - 18,300円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$
 この結果、平成31年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から37.34円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

平成31年(2019年)2月12日 印刷
平成31年(2019年)2月12日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄